



泣き寝入りは
しない。

バイトで泣かない ワークルール入門

去る6月1日、第50回法学部カフェ「バイトで泣かないワークルール入門」が開催されました。話し手は、北海道大学名誉教授・日本ワークルール検定協会代表理事の道幸哲也先生と、本学法学部教授の淺野高宏先生です。聞き手には、淺野ゼミの皆さんをお迎えしました。本特集では、第2部で行われた淺野先生とゼミ生の皆さんとの討論と、第3部で行われた道幸先生と淺野先生との討論を採録します。

◎話し手

道幸 哲也 先生

北海道大学名誉教授
日本ワークルール検定協会代表理事

淺野 高宏 先生

法学部教授

◎聞き手

桶矢 寛登 さん

淺野ゼミ3年生

古崎 千景 さん

淺野ゼミ3年生

松尾 瀬南 さん

淺野ゼミ3年生

坂内 優悟 さん

淺野ゼミ2年生



泣き寝入りは しない。



ワークルールを知ろう!

淺野 バイトで悩んでいる学生が多いですね。ケースごとに考えてみましょう。

CASE 1

昇給ありと記載されていたのにその気配がない。

桶矢 友人のバイト先で、友人だけが昇給したということがあります。

松尾 コンビニで働いているときに、昇給ありと言っていたのに上がらなかったということがあります。

古崎 仕事ごとにセクションが分かれているのに、どこのセクションも同じく昇給しないということがありました。

坂内 友人が働いていた居酒屋で、昇給には社員の会議が必要だと言われて、そのままになっていたと聞きました。

淺野 バイトを行う際には労働契約を結び、その中で賃金や労働時間を決めるということになります。その際に、昇給について規定があるか、きちんと確認することが重要です。昇給の条件については、使用者がきちんと説明する義務を負うのです。疑問があったときには、アルバイト先の上司や店長に文書で確認するようにしましょう。こういうことを意識したことはありますか？

桶矢 ゼミで2年学んでいるのでわかってきましたが、自分の労働条件については、正直言つて意識してませんでした。

淺野 自分が働いている職場ですから、自分が意見をきちんと言ふということも大切ですね。

CASE 2

後片付け等の残務があるのにタイムカードは定期で押すように言われている。こうした時間について賃金はもらえないのか？

松尾 居酒屋で働いていたとき、少し早めに来て準備作業をするときにタイムカードを押す

と、そういうことはやめるように言われました。また、15分刻みなので、例えば3時58分に終わると、今すぐ押すようにと言われたことがあります。

古崎 私のところは、タイムカードを押した時刻を記録してマネージャーに提出していました。
淺野 職場によって様々ですね。ポイントは、使用者が労働時間を適正に把握管理する義務があるということです。判例は、タイムカードを押した後であっても、使用者の指示で働いていれば、労働時間としてカウントされるとしています。だから、15分単位で労働時間を切り捨てるというようなことは、労働時間の把握管理の仕方としては原則アウトですね。

CASE 3 バイトのシフトを勝手に組まれてしまって、大学の授業や試験に影響が出ている。

坂内 バイトの面接のときに、試験があるので外してほしいと言いました。しかし年末に出たシフト表を見ると全くその希望が入っていない、その時にバイトを辞めたことがあります。

松尾 私のアルバイト先は学生が多くたのですが、試験があると、他の人が代わってくれたりしました。

淺野 バイトのシフトも契約で決まるので、約束した日以外に働く義務はありません。なので、契約の最初の段階から、あらかじめ自分の希望をきちんと伝えておくことが大事です。

CASE 4 コンビニのバイトをしているときに、レジの会計が合わないから、バイト代から差し引いて弁償してもらうと店長に言わされた。

松尾 コンビニの夜勤の人から聞いた話ですが、プラスの場合には何もなかったけど、マイナスが出たときに、夜勤のバイト全員の給料からマイナス分を差し引かれたということでした。

桶矢 派遣のバイトで、遅刻するごとに500円ずつ罰金を科されたことがあります。

淺野 まず、使用者が一方的に賠償金を賃金から差し引くことはできません。そして、ミスをしたときに、全員が連帯責任を負うということはありません。ミスや遅刻のときの賠償額を予定する取り決めも無効です。損害賠償責任の範囲も、諸々の事情から制限されるというのが判例です。

CASE 5

店長に辞めたいと伝えたところ、代わりの人を連れてきてと言われた。代わりの人を連れてこないと辞められないのでしょうか。

桶矢 求人で書かれていた労働条件と異なっていた場合に、それでも2週間前に辞めると言わなければならぬのか、と友人から聞かれました。

古崎 私の友人は、辞めるなんてありえない、時期を考えてと怒っていました。

淺野 まず、辞めるかどうかは自分で決めることができます。お店の事情があったとしても、職業選択の自由の方が優先します。ただ、実際に辞めるときには、一定のルールがあります。契約期間に定めがない場合、2週間前に申し入れれば辞められるのが大原則ですが、就業規則に別の定めがある場合もあるので、確認しておいた方がいいでしょう。契約期間が定めてある場合には、途中で辞めるには「やむを得ない事由」が必要になります。学生の場合、学業や就職活動との両立が難しいということになれば、「やむを得ない事由」に当たると考えられます。

道幸 労働条件の仕組みとして、契約書や就業規則を知っておくだけでも大分違います。採用時に聞くことが難しければ、後で同僚や上司に聞く。変だと思ったら、黙ってないですぐに聞いた方がいいです。

淺野 ワークルールに関する紛争に遭った場合、相談するには何か準備がいるでしょうか。

道幸 相談する場合には、就業規則と契約書といった必要な書面を揃える必要があります。また、自分なりに、どういう経緯があったか、相手はどういう態度かをメモしておくこと。どのような解決を望むのか決めておくことも必要です。そうすると、話がスムーズに進むと思います。

淺野 学生が相談するとなった場合、弁護士に相談するのも敷居が高いと感じることがあると思います。そういう場合の相談窓口などはどういうものがあるでしょう。

道幸 我々のNPOでも、学生向けの相談窓口を作ろうと模索しています。ただ、どうすれば使い勝手のいい相談窓口ができるか、さらに弁護士さんなどの協力も必要になるので、マンパワーの確保といった問題が残ります。今後の課題です。

桶矢 ワークルールの知識があっても、うまく使いこなせない場合があると思います。上手なやり方だとお感じになった事例はありますか。

淺野 まず同僚と話すこと、そして、その後に責任者とも話すことです。変だと思うようなことがあれば、それを皆で共有することが大切です。賛同者が集まった後に然るべきところへ話せば、結果に繋がりますね。

道幸 うちの会社には連休がないという相談を受けたときに、それを会社に言うようにと答えました。すると連休がとれるようになったそうです。言ってもどうにもならなければ問題ですが、きちんと言えば解決してくれることもありますよ。

(構成：岡本直貴)

ワークルールを使いこなそう!

淺野 この機会に、ワークルール教育や検定のことについて、ご紹介いただけるでしょうか。

道幸 ワークルール検定は、年に2回行われます。札幌も会場になっています。初級・中級とあって、択一問題で7割取れれば合格です。学生の皆さんには、できれば初級くらい取っていただきたいですね。

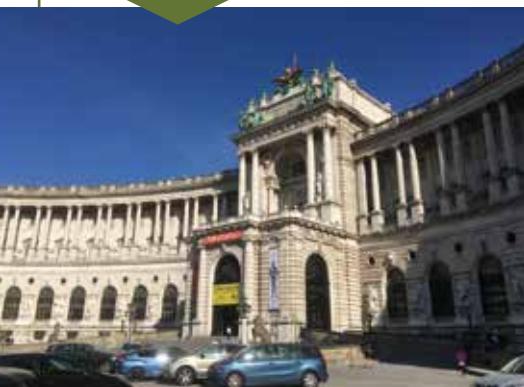
淺野 労働条件について、採用される側としては聞くことをためらう場合があると思います。その辺りのことについて、先生はどうお考えですか。



道幸 哲也 先生



淺野ゼミの皆さんと淺野先生



北原 博

ウィーンで 本物に触れてみませんか？

昨年3月より1年間在外研修でオーストリアのウィーンに滞在しました。最近の関心は1780年代のヨーゼフ主義を支えたウィーンのフリーメイソンリーにありますので、ウィーンでの研修を希望し、ウィーン大学のクリークレーダー員外教授に受け入れていただきました。ウィーン大学は1365年創設の伝統ある大学で、19世紀後半に建てられた現在の本部校舎は、近くの市庁舎やブルク劇場とともに世界文化遺産「ウィーン歴史地区」の一角をなしています。

私はおもに図書館で研究をしていました。よく利用していたのは国立図書館（皇帝の居城ホーフブルク内）やウィーン図書館（ネオ・ゴシック様式の市庁舎内）です。ウィーン図書館にはオーストリア啓蒙主義の研究者が遺した蔵書が収蔵されており、たいへん重宝しました。研究に疲れるとしばしば美術史博物館に出かけました。年間パスを買ってだったのでお目当ての絵を

数枚見るだけのときも。何度か通ううちにブリューゲルがお気に入りになりました。晩は週に2・3回、劇場やコンサートホールに通っていました。国立歌劇場、フォルクス・オーパー、楽友協会などなど、音楽の都の魅力には抗しがたいものがあります。

1年間のドイツ語圏滞在は今回が2度目でした。同じドイツ語圏の国といっても、以前滞在した北ドイツとはずいぶんと違います。いずれもドイツ語が公用語ですが、オーストリアの標準ドイツ語はドイツの標準ドイツ語と語彙や発音、リズムなども異なります。ウィーンに住み始めて最初のころ、ナスという単語が通じなくてピザを買うのに難儀したのはショックでした（オーストリアではナスは「オベルジーネ」ではなく「メランツァーニ」です）。人びとのものの考え方も異なります。ウィーンのほうがドイツよりも保守的かなと思います。帽子を探していたときに、その型は

モダンすぎてここでは売れないから扱っていないとお店の人に言われたのは印象的でした。ファンションも保守的なのです。

1年生の皆さんには4月の外国語ガイダンスでも少しお話ししましたが、日本の、北海道の将来を担う学生のみなさんにはぜひオーストリアに行ってみてもらいたい。北海道ほどの面積で880万人ほどが暮らしているオーストリアには、日本をしのぐ観光客が訪れてています。観光立国というのであれば、ぜひ観光の先進地を見てほしいのです。

それだけではありません。人口では札幌よりもやや規模の小さいウィーンですが、都市交通の発達には瞠目します。地下鉄6路線を中心に路面電車、バスが市内を網の目のように走っています。1回の運賃は安くはありませんが、合理的な経路ならば乗り換えをしても運賃は変わりません。JR、地下鉄、路面電車、じょうてつやJRバスを乗り継いでも300円均一だとしたら、どうでしょう？ しかも、年間定期だと365ユーロ（約4万5千円）でウィーンの公共交通機関が乗り放題になります。2018年には82万2千人が購入したとのことです。公共交通の利便性を高め、安価で提供することで、都市交通を自家用車から公共交通機関へとシフトさせているわけです。

また、ウィーンには多くの外国人が住んでいます。言葉や文化面での外国人の社会への統合は深刻な問題です。私のウィーン滞在中に日本も外国人労働者の受け入れ拡大を決めましたが、その社会的影響やるべき施策など、ヨーロッパ社会に学ぶことは多いと思います。

法学部生の皆さんには、ぜひ自分たちは異なる発想を体験していただきたいのです。芸術なんて興味がなくても、ぜひ一流のものに触れてみてください。夏休みや春休みに魅力いっぱいのウィーンに短期留学してみませんか？



北海学園大学クールセミナー

「キャラクターコンテンツと著作権」のお知らせ



伊藤 博之 さん



中島 清文 さん



西方 大輔 さん

来たる9月7日、法学部と法学研究科・法務研究科の2つの大学院は、札幌弁護士会との共催で、「北海学園大学クールセミナー」を本学にて開催の運びとなりました。

テーマは、キャラクターコンテンツとその著作権。いま日本でこのテーマを語らせたらこれ以上の方々はいない、といっても過言ではない贅沢なゲストとして、あの宮崎アニメの源泉たるスタジオジブリの中島清文社長・西方大輔部長（知財担当）と、「初音ミク」をここ札幌から世界に発信し続けるクリプトン・フューチャー・メディアの伊藤博之社長のご登壇も決定しています。

コンテンツビジネスに少なからず関わりのある実務家や専門家の皆様はもとより、これから知的財産戦略や知的財産法務を仕事として、趣味として捉えたいと願う学生や一般の方々も大歓迎。このまたとない機会に、「知的財産権」の面白さ、奥深さに触れてください。

日時 2019年9月7日(土) 13:00-17:30 | 場所 北海学園大学7号館・D20教室

主催 北海学園大学クールセミナー実行委員会

（メンバー団体：北海学園大学法学部・法学研究科・法務研究科、札幌弁護士会）

【講演者＆パネルディスカッション登壇者】

伊藤博之さん（クリプトン・フューチャー・メディア（株）代表取締役）／

中島清文さん（（株）スタジオジブリ代表取締役社長）／西方大輔さん（（株）スタジオジブリ管理部部長）／

安藤誠悟さん（札幌弁護士会弁護士）／淺野高宏さん（北海学園大学法学部教授）

募集人数 200名

募集締切 2019年8月31日（土）※先着順。定員に達次第、締切とさせていただきます。

資料代 1,000円

問合せ lawseminar@hgu.jp、または法学部事務室窓口へ

※なお、セミナー開催の翌日、9月8日（日）には、今回のテーマに関連する「エクスカーションinそらち（岩見沢&美唄）」のバスツアーも開催予定。詳細については本セミナーをお申し込みいただいた方に別途ご案内を差し上げます。

法政大学法学部との 単位互換学生交流が 2020度から スタートします！

北海学園大学と法政大学は2019年3月、単位互換学生交流に関する協定を締結し、学生がお互いの大学で講義やゼミを履修し、取得した単位を自分の大学に持ち帰ることができる仕組みをつくりました。先陣を切るのが、2020年度からスタートする両大学法学部のあいだの学生交流です。協定にもとづいて、2年生以上の法学部生は1年間または半年間、法政大学法学部で学び、取得単位を北海学園大学での卒業単位に振り替えることができるようになります。法律学や政治学についてさらに多様な学びの機会を得たい人、卒業時期を遅らせることなく東京や首都圏での生活を経験したい人にとっては格好のチャンスです。2019年10月には2020年度の募集が開始されますので、学生生活を実り多いものとし卒業後の可能性を広げていくため、ぜひチャレンジを検討してみてください。



法政大学とはどんな大学？

法政大学は約3万5000人の学生が学ぶ日本有数の私立大学です。1880年に在野の法曹たちがつくった「東京法学社」として産声を上げて以来、法曹や政治家を数多く輩出しつつ東京の都心部で歴史を重ねてきました。四月の選挙で北海道知事に当選した鈴木直道氏も、東京都職員時代に同大学の法学部第二部を卒業しています。法学部がある市ヶ谷キャンパスは皇居を取り巻く外濠の水面を望み、キャンパスから少し歩けば靖国神社や桜有名な千鳥ヶ淵が目の前に広がります。法学部は法律学科・政治学科・国際政治学科の3学科から構成されており、60名を超える教員がバラエティに富んだ講義やゼミを開講しています。



池田 真歩

史料を読む

私は日本政治史を担当しています。大学・大学院を通じて歴史学の訓練を受けてきました。当事者たちがこの世を去って久しいような遠い過去をも知ろうとする歴史学は（とはいえ、私はせいぜい百数十年前という、歴史全体のなかでは相対的に「近い」時代を専門にしていますが）、直接の聞き取りができない以上、様々ななかたちで現在に伝えられてきた史料なしには成り立たない学問です。私信、行政文書、新聞や雑誌、図書…。こうした史料はもちろん、研究の対象についてくまなく教えてくれるわけではありません。長い歴史のなかで散逸した文書は山ほどありますし、そもそも私たち自身ふくめ人間の行動・思考・感情の大半は文字となることすらなく生まれては消えていきます。今私が読んでいる史料は、ある時空間で起こったこと・あったことのごく小さな欠片にすぎない。それを忘れないようにしながら、直接・間接に関わりのある史料を集められるだけ集め、近い時代やテーマをめぐって研究者たちがたどり着いた知見に学べるだけ学び、そのうえで史料を解釈したり組み合わせたりして「そこで起こったこ

過去を調べ、政治を考える

と」を見定め、「そこから論じるべきこと」を探し出していく。こうした作業を試行錯誤とともに緊張感をもって続けて行くことが、日々を送るうえでの大事な課題です。

19世紀東京の政治

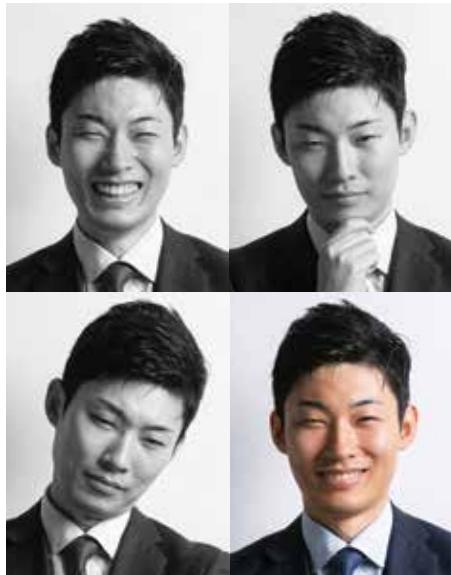
研究の方法に関する話から始めましたので、続いて研究の対象に関する話に移りたいと思います。これはひとつに定まっているわけではありませんが、今まで力を入れて調べてきたのは19世紀の東京における政治のあり方です。このテーマについて調べ始めたのは学部3年時のゼミ報告を準備するなかでのことでしたが、そのきっかけは非常に素朴な、自分が暮らす地域や国の政治というものにどう向き合うべきなのかという悩みでした。

中学・高校の頃から日本の国政を中心とした政治にそれなりに関心をもってきた私は、大学に入り、政策シンクタンク系のNPOに参加したり選挙権を得たりするなかで、自分が政治をどう捉えそれにどう関わろうとしているのかがむしろよくわからなくなっていました。天下国家をめぐる議論や活動に加わっても、どうも地に足がついていないような居心地の悪さがぬぐえない。では地元の政治や行政であれば身近な問題として熱心に関われるのかというと、千葉県に住んで東京都に通ういわゆる通勤・通学族だったこともあり、後ろめたいことに我が町の話だという気持ちがいっこうに盛り上がらない。そうしたなか、19世紀東京の政治に惹かれた背景には、第一に19世紀終盤は日本に近代的な議会ができる間もない時期であったこと、第二に当時の東京はすでに巨大で複雑な都市社会であったことがあります。議会が当然ではなかった時代の都市社会で活動した地方議会（しかも区会という一見「地味」な存在）を調べるなかで、意外で新鮮な何かが飛び出てくるのではないか、それによって議会や政治についての自分の感覚も更新されるのではないかと思

ったわけです。しかし学生の皆さんにも覚えがあるかもしれません、何かに関心をもって調べ始めるときわからることはむしろ増えていきます。増えていく疑問に取り組み続けるうち、いつしかそれが中心的な研究テーマとなっていました。現時点では町・区・市といった様々な区画に対する住民の意識が生成・変転するプロセスや、国会開設の前後での「東京の議会」が帯びる意味合いの変化などに注目しつつ、議論をつくろうとしています。スタート地点から変化した関心も少なくありませんが、都市的な関係性のなかに暮らす人々にとっての政治について、19世紀東京という時空間に即して考えている点では変わりません。

政治意識を歴史的に捉える

最近は、政治意識を歴史的に捉えたい、そのための準備を、史料を読んだり研究を理解したりする能力をもっと蓄えることで整えたい、とよく思います。もう少し具体的に言いかえます。人々が自分自身を何かしらのかたちで代表する人々に対し、あるいは代表・被代表をめぐるシステムに対し、期待や失望、信頼や不信の念を抱く。彼我のあいだの境界線が引きなおされ、共同体をめぐる感覚や想像力が更新されていく。こうした際の人々の思考・感情のありようや、それを規定している様々な文脈を、精確にそして広々と、時間の流れのなかで描き出せるようになりたい、そのための力を付けたいということです。人間が他の人と絶対に分かちあえないものを抱える孤独な存在でありながら、同時に社会的な存在でもあるとは一体どういうことだ、わけがわからないなどと思いつつ、そのわけのわからないさに救われて生きているような気もしています。講義やゼミを通じた学生の皆さんとのやり取りから学びつつ、限られた一生のなかで自分なりに精一杯調べ考えたいと思っています。



堀井 拓也

法学部へ進学した理由

大学の教員・研究者というと、昔から「お勉強」が大好きだったと思われるかもしれません、少なくとも私の場合は違います。少年時代は、勉強よりも（何よりも）サッカーに打ち込んでいました（実は母校が昨年夏の全国高校総体で北海高校と対戦しています。その頃はまさか北海学園大学に勤めることになるとは夢にも思いませんでした）。主語が三人称・単数・現在である場合には動詞の末尾に”s”が付くという英語の文法の意味が分からず、途方に暮れた中学時代を思い出します。徐々に効率よく試験の点数をとることは出来るようになりましたが、勉強が好きというわけではなく、また研究者に必要とされる論理力や思考力が育まれたとは、とても思えない少年時代を過ごしてきました。

このような少年時代を過ごしているのですから、大学に進学する以前から研究者という職業を目指していたわけではありません。「潰しが利くから」というふわふわとした理由で法学部に進学しました。大学を卒業したら地元で公務員になるか、あるいは地元の金融機関に就職するか、ということくらいしか考えていませんでした。なんとなく安定した職業として、これらを想像していましたに過ぎません。将来について具体的なイメージを持てないまま大学に入学しました。

あらゆる可能性を視野に

会社法の面白さとの出会い

部活や勉強に時間的な拘束が多い高校生活と比べると、大学時代は時間的な余裕が生まれます。それなりに大学生活を謳歌しましたが、法律学の勉強も意外と楽しく、これを仕事にするのもいいな、と思うようになりました。勉強をした成果が問われる司法試験に魅力を感じ、法科大学院に進学して法曹になることを考えるようになりました。ところが、法学部3年生の夏頃、ある文献と出会ったことが私の進路選択を大きく変えることになります。

それは、東京大学・藤田友敬先生が雑誌・法学教室に連載されていた、「Law&Economics 会社法」という法学学習者向けの連載でした。どのようにしてこの文献にたどり着いたのか、はっきりとは覚えてはいませんが、そこでは株式会社法の基本原則である「株主有限責任」や現在の私の研究の中心となる新株発行規制について、「なぜそのような法ルールが存在するのか」という観点から、非常に説得的な議論が展開されていました。連載のタイトルからもわかるように、経済学の方法論を踏まえた会社法のルールの説明には、それまで勉強してきた法律学とは異なる面白さと、強い説得力を感じたことを今でも忘れられません。これをきっかけに、純粋に「もっと会社法を勉強したい」という思いから大学院に進学することになります。大学院進学後、論文執筆や文献読解に必要なスキルの取得には、とても多くの時間を費やしました（特に語学には苦労しました）。遠回りに遠回りをして、現在に至っています。

私の研究

大学院進学から現在に至るまで、株式会社における新株発行規制に関する研究が私のライフワークとなっています。「新株発行」は読んで字の如く、新しく株式を発行して資金調達を行う会社の行為です。会社法は、経営陣である

取締役会の決定だけではなく、株主への影響が大きい一定の場合については、株主総会による決定（株主総会決議）を踏まえて、新株発行を行わなければならないと規定しています。もっとも、株主総会決議を経てさえいればよいかというと、そうではありません。形式的には（手続き上）問題のない決議であっても、内容的に問題のある決議が行われる場合があります。典型的には、株主総会の意向を決することができるだけの議決権を有する「支配株主」が存在している場合において、他の株主の利益を犠牲に、自己の利益のみを追求するような新株発行が株主総会決議を経て行われることが問題となります。この問題は比較的新しく、議論の蓄積もあまりありません。どのような基準（判断枠組み）によってこのような「支配株主」の横暴を規律していくべきか、同様の問題について諸外国ではどのようなアプローチをとって解決を図っているのかということも踏まえて、日本法における基準の確立を目指すべく研究しています。

法学部の皆さんへ

私は「潰しが利くから」という、必ずしもはっきりとしない理由で法学部に入学しています（同じような学生さんもいるのではないかでしょうか）。しかし、一つのきっかけから、それまで考えたこともなかった職業選択をすることになります。それなりに大変なことはありますが、人生は何があるか分からない、これだから人生は面白いとしみじみと感じています。

法学部のホームページでも少し偉そうなことを述べましたが、大学の4年間は自分自身のキャリアについてじっくりと考える、人生最後の時間かもしれません。私のように何が人生の転機となるかわかりません。一つの価値観に捉われることなく、様々な可能性を模索してほしいと思います。

（法学部専任講師：商法Ⅲ担当）



こまえ けいご
越前 圭伍さん
(北海道大学職員)

——本日インタビューをさせていただくOBは、北大職員にして「北大にセイコーマートを作った男」こと越前圭伍さんです。よろしくお願ひします。

よろしくお願ひします。

——北大に就職されてからのご経歴を教えてください。

私は平成19年に卒業して、北大職員になりました。平成25年度に行政実務研修で文科省へ参りましたが、それ以外は北大内で、3~4年のスパンでいろいろな部署を回っております。

——ありがとうございます。さて、ここからが何より聞きたいことなのですが、そもそも、なぜ、セイコーマートだったのでしょうか?

一昨年、学内でのコンビニ誘致の要望を受けて、チームが立ち上りました。私は主計課から送られてそのチームに入りました。ただ我々としては、場所柄、学内の景観を損なわないという要請がありますので、それを受けて入札の公告を出しました。大手コンビニ数社が提案書を出した後、我々チーム以外の者が審査を行って決定した、という経緯です。「オール北海道」という提案がよかったですと聞いております。例えば建物自体はセコマさんですが、北ガスさんのコーディネーションで、建設したのは土屋ホームさんなんですね。

——なるほどそういうことなのですか。誘致の前後にあって、何か思い入れのようなものはありましたか?

結果としてセコマに決まりましたが、こちらからは「オレンジを出さないでほしい」という要望を出しました。あの店頭のロゴマークも、北大の楓の木を使っていっているんですよ。今後は、二階のキッチンスペースを、

例えば農学部とコラボを組んだり、就活で企業セミナーに使っていただくなどの活用をしていただきたいですね。今年も、毎年北大でやっている「緑のビアガーデン」を開催しますよ。

——大変なお仕事をされてますね。後輩にも刺激になると思います。最後に、今後の抱負、そして後輩へのメッセージをお聞かせください。

北大に限りませんが、大学は今、変革期にあります。今回の出店を契機にして、自分も、今後大学が変わっていくというところに、目に見える形で携わっていきたいと思っております。後輩には…もっと北海学園大学出身者に入ってきてほしいですね(笑)。うちの職員は男女比半々ですが、いろんな後輩が入ってきてくれることを、楽しみにしております。

——非常に興味深い内容のインタビューをさせていただきました。ありがとうございます! それでは、次のOBをご紹介ください。

はい。次は、谷口雄郎(たにぐちたけろう)さんをご紹介します。

——ありがとうございました!

《次号に続く》
(編集:岡本直貴)

新任教員のご紹介



鵜殿 慧先生



堀井 拓也先生



門間 広明先生



池田 真歩先生



岩坂 将充先生

慶應義塾大学文学部人文社会学科 哲学専攻卒業。University of Reading哲学科博士課程修了。PhD(Philosophy)。京都府立医科大学AMED研究公正高度化モデル開発支援事業プロジェクト博士研究員、日本学術振興会特別研究員(PD)を経て現職。

新潟大学法学部法学科卒業。慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学。慶應義塾大學大学院法学研究科助教(有期・研究奨励)、清和大学法学部非常勤講師、國學院大学法学院フェローを経て現職。

早稲田大学第一文学部フランス文学専修卒業。ジュネーヴ大学文学部DEA課程修了。早稲田大学大学院文学研究科フランス文学専攻博士後期課程単位取得退学。早稲田大学非常勤講師を経て現職。

東京大学文学部卒業。東京大学人文社会系研究科博士課程修了。博士(文学)。日本学術振興会特別研究員(PD)を経て現職。

上智大学外国語学部卒業。トルコ・ビルケント大学経済社会科学研究科単位取得退学、上智大学大学院外国語学研究科博士後期課程単位取得満期退学。博士(地域研究)。日本学術振興会特別研究員、同志社大学高等研究教育機構准教授を経て現職。